

(仮称) 上杉一丁目南緑地整備基本計画策定及び官民連携検討業務委託
特記仕様書

1. 業務委託名

(仮称) 上杉一丁目南緑地整備基本計画策定及び官民連携検討業務委託

2. 業務目的

本業務は、市民から公園整備することを前提に寄付を受けた土地において、公園整備に係る基本的な内容を取りまとめた基本計画を策定するとともに、事業者ヒアリングを踏まえた官民連携による整備・管理運営等の事業手法を検討することを目的に実施するものである。

3. 業務の対象

公園名：(仮称) 上杉一丁目南緑地

所在地：仙台市青葉区上杉一丁目1番地内

面積：2,736㎡

4. 業務期間

契約締結日から令和8年3月30日(月)まで

5. 業務内容

(1) 官民連携による事業手法の検討

官民連携に関する以下の項目について実施・検討する。

- ・ 民間事業者の意向確認を目的としたヒアリングの実施（以下の事業者で最低1者ずつ合計5者以上から実施することとし、対象とする事業者は、本市と協議の上、決定すること）

事業者
店舗（建物）オーナー
テナント事業者
店舗（建物）メンテナンス事業者
Park-PFI 制度や指定管理者制度等による運営事業者

※原則対面での実施とするが、状況に応じてリモート等での実施にも対応できるようにする。

- ・ 公園整備及び管理運営手法の整理（メリット、デメリット等）
- ・ 庭園整備・管理運営における先進事例の調査、情報収集
- ・ 事業実施に伴う業務手順及び活用可能な制度等の整理
- ・ 事業実施に向けた市場性分析及びマーケティング分析

(2) 基本計画（案）の作成

(1) 及び「(仮称) 上杉一丁目南緑地基本構想」(令和 6 年度策定) を踏まえ、基本計画 (案) を作成する。

- ・ 現況把握及び敷地分析 (現地測量を含む)
- ・ 計画内容の検討及び設定
- ・ 公園の利活用及び運営手法の検討
- ・ 基本計画図の作成
- ・ 鳥瞰図又は透視図の作成
- ・ 概算事業費の算出
- ・ 基本計画 (案) 説明書の作成
- ・ 照査

(3) 事業全体スケジュール (案) の整理

(1)、(2) の検討内容を踏まえ、事業全体スケジュールを整理する。

(4) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時 1 回・中間時 2 回・業務完了時 1 回とする。

(5) 報告書作成

上記業務内容 (1) から (4) までを取りまとめた、報告書を作成する。

6. 資料の貸与

本業務の履行にあたり、次に掲げる資料を受注者に貸与する。

- (1) 仙台市みどりの基本計画 2021-2030 (令和 3 年 6 月)
- (2) 仙台市公園マネジメント方針 (令和 4 年 3 月)
- (3) 令和 6 年度「(仮称) 上杉一丁目南緑地基本構想策定業務委託」成果品
- (4) その他、本業務を履行する上で必要と認められる資料

7. 成果品

本業務における成果品は、次に掲げるものとする。原則として A4 縦型左綴じ製本とするが、詳細については、作成前に発注者と協議を行うこと。

- ・ (仮称) 上杉一丁目南緑地整備基本計画 (案) 説明書 1 部
- ・ (仮称) 上杉一丁目南緑地整備基本計画 (案) 図 1 部
- ・ (仮称) 上杉一丁目南緑地整備基本計画 (案) 概要版 1 部
- ・ 業務報告書 1 部
- ・ 委託業務内容に関わる関係資料 (受託者の作成資料) 1 部
- ・ 上記電子メディア (CD-R または DVD-R) 1 部

原稿 : PDF 及び Microsoft word 並びに excel で作業できる仕様

原図 : PDF 及びイラストレーター等作業できる仕様

8. 著作権

受注者は、本業務に関して発注者に提出した資料や成果品の一切 (以下「成果品等」という。)

に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を、それらの提出時をもって発注者に対し無償で譲渡するものとし、発注者は、成果品等の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

ただし、発注者が、既に受注者が当該成果品等に表示した氏名を変更する場合は、受注者の承諾を得るものとする。また、受注者は、発注者が成果品等の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。

なお、受注者は、発注者が承諾した場合に限り、成果品等を使用もしくは複製し、または当該成果品等の内容を公表することができる。

9. その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議を行うこと。

以上